○厚生労働省令第百号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の二の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三項」を削る。

第二条の五中「Ｈｉｂ感染症」を「Ｈｉｂ感染症及び」に改め、「及びヒトパピローマウイルス感染症」を削り、同条の表中「予防接種法実施規則」を「予防接種実施規則」に改め、同表肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の項中「十歳」を「六歳」に改める。

第五条の表中「かるもの」を「かかるもの」に改める。

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項の表初回接種の開始時に生後に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者の項中「沈降七価肺炎球菌結合型ワクチン」を「沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン」に改め、同表初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者の項中「生後十二月」を「生後十三月」に、「沈降七価肺炎球菌結合型ワクチン」を「沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン」に改め、同表初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後二十四月に至るまでの間にある者の項及び初回接種の開始時に生後二十四月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者の項中「沈降七価肺炎球菌結合型ワクチン」を「沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者に対し、前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十日以上の間隔をおいた後であって、生後十二月に至った日以降において、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の予防接種実施規則（以下この条において「旧規則」という。）第十八条に規定する沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンの注射は、この省令による改正後の予防接種実施規則（以下この条において「新規則」という。）第十八条に規定する沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンの注射と、旧規則第十八条の規定により沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンの注射を受けた者については、新規則第十八条の規定により沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンの注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

○厚生労働省令第百一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平成二十五年九月三十日」を「平成二十五年十月十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第五十一号

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十四年金融庁告示第八十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年九月十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

第三条第十二号を次のように改める。

十二　削除

○金融庁告示第五十二号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年九月十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

第五条の表の銀行代理業者の欄中「ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド」及び「ロイズ・ティーエスビー・バンク・ピーエルシー」を削り、「スタンダードチャータードバンク」の次に「イタウ・ウニバンコ・エッセ・アー」を加える。

○法務省告示第三百三十一号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年九月二十八日から効力を生ずる。

平成二十五年九月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道芦別市長
北海道赤平市長
北海道砂川市長
北海道歌志内市長
北海道空知郡奈井江町長
北海道空知郡上砂川町長
北海道樺戸郡浦臼町長
北海道樺戸郡新十津川町長
北海道雨竜郡雨竜町長
岩手県下閉伊郡山田町長

○法務省告示第三百三十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年九月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　東京都新宿区西新宿４丁目５番４号
張　亜男　昭和56年11月17日生

住所　東京都練馬区北町６丁目７番403号
何　堅　昭和43年11月11日生

住所　栃木県小山市大塚３丁目36番地13
張　旭　昭和52年６月13日生

住所　長野市松代町城北25番地
周　明佳　昭和59年４月15日生

住所　大阪府泉佐野市上町３丁目５番３―202号
ジェシカ・ユリ・フクモリ　平成３年６月19日生

住所　大阪府門真市島頭４丁目１番６号
王　艶林　昭和44年９月10日生

王　興翠　昭和45年１月８日生

王　亜男　平成３年５月10日生

王　成龍　平成７年８月21日生

住所　福岡県大宰府市吉松３丁目10番38号
ジャグタル・シン　昭和50年11月８日生

セヘシュプリート・シン　平成20年８月22日生

住所　埼玉県所沢市寿町21番12―2202号
サチプリート・コール　平成22年５月21日生

住所　埼玉県所沢市新町2554番地１
葉　嘩　昭和41年10月10日生

葉　嘉希　平成３年５月10日生

住所　埼玉県所沢市新町2554番地１
葉　旻　昭和43年９月20日生

住所　埼玉県久喜市吉羽３丁目15番地７
タニア・マチコ・スズキ　昭和61年１月６日生

住所　和歌山市下町11番地１
朴　仁眞　昭和49年１月14日生

住所　福岡県春日市春日原東町４丁目22番地２
吳　琳　昭和53年１月20日生

住所　千葉県市川市塩浜４丁目２番８―619号
于　瀟　昭和44年11月12日生

住所　沖縄市南桃原３丁目３番14号
クラウディア・フリア・クニヨシ・タカシギ　昭和56年６月24日生

住所　群馬県高崎市上豊岡町186番地
周　欣　昭和51年５月21日生

住所　札幌市手稲区明日風５丁目16番27号
李　春永　昭和42年10月30日生

住所　栃木県小山市乙女２丁目14番12号
李　遠鳳　昭和39年９月20日生

宋　健　平成７年12月29日生

住所　千葉県松戸市西馬橋幸町112番地
張　暁晶　昭和56年10月15日生